

令和7年度

室戸市PR動画作成業務

公募型プロポーザル募集要項

令和7年12月

室 戸 市

1. 事業の概要

(1) 業務名称

令和7年度 室戸市PR動画作成業務

(2) 事業の目的

本業務は、室戸市の絶景スポットや絶品グルメ、魅力的な宿などを巡り、ツーリング好きの方に旅の目的地として室戸を選んでもらえるようなPR動画を作成する業務であり、インフルエンサーを起用した動画を制作・配信することで効果的プロモーションを図り、誘客を促進し、当市の観光振興につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

(5) 提案上限額

3,080千円（消費税率及び地方消費税率10%を含む。）

2. 参加資格に関する要件

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 応募書類等の受付期間において、本市における指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 室戸市暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者

3. 実施スケジュール（予定）

内 容	期 日
募集要項等の公表	令和7年12月3日（水）
参加申込書の提出期限	令和7年12月15日（月）午前10時（必着）
質問書の提出期限	令和8年1月7日（水）午後5時（必着）
質問への回答	令和8年1月8日（木）
企画提案書等提出期限	令和8年1月13日（火）午後5時（必着）
審査会	令和8年1月15日（木）予定
審査結果通知発送	令和8年1月16日（金）予定
契約締結	令和8年1月下旬頃

4. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加の意思表示として必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ・参加申込書（様式2号）
- ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（原本）

(2) 提出期限

令和7年12月15日（月）午前10時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午前10時までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話で連絡すること。

(4) 提出先

〒781-7101 高知県室戸市室戸岬町1810番地2

室戸市役所観光ジオパーク推進課 担当：松岡

TEL：0887-22-5161

5. 質疑応答

本件募集内容について質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

任意様式

(2) 提出方法

FAXもしくはメールにて受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けしません。

(3) 提出先

室戸市観光ジオパーク推進課

FAX：0887-23-1618（送信後電話で着信を確認）

メール：mr-011200@city.muroto.lg.jp（送信後電話で着信を確認）

(4) 提出期限

令和8年1月7日（水）午後5時必着

(5) 回答方法

令和8年1月8日（木）までに、質問者名を伏して、本市ホームページ上に公表する。なお、事業者の選定に公平を保てない質問については回答しないこととする。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年1月13日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

以下の書類を提出部数分作成し提出すること。

	提出書類	様式等	提出部数
1	表紙	A4サイズ、 ページ数は 20ページ以内 とする。	正本1部 副本4部
2	会社概要		
3	業務実績		
4	企画提案書		
5	事業スケジュール		
6	見積書		

- ① 表紙（様式2号）
- ② 会社概要（任意様式）
※パンフレット可
- ③ 業務実績（任意様式）
過去3年間に本業務と類似する業務を受託した実績を記載すること。
※別表：審査基準⑥への加点有
- ④ 企画提案書（任意様式）
別紙仕様書に基づき、以下について簡潔にまとめた資料を作成すること。
ア 基本業務の手法についてまとめた資料を作成すること。なお、インフルエンサーを起用して制作した動画や投稿等があればプレゼンテーション当日に放映する等、制作手法について具体的に説明すること。
イ 独自性や起用するインフルエンサーのカテゴリーやフォロワー数の具体的な情報、動画視聴者が室戸へ行きたくなるようなポイントについてまとめた資料を作成すること。
ウ 仕様書に記載されている内容とは別により良い提案がある場合は掲示すること。
- ⑤ 事業スケジュール（任意様式）
契約締結後から完了までの業務スケジュール（作業項目や発注者との作業が必要な項目等）を掲示すること。
- ⑥ 見積書（任意様式）
金額及び内訳が分かるように記載すること。

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話で連絡すること。

(5) 提出先

〒781-7101 高知県室戸市室戸岬町1810番地2

室戸市役所観光ジオパーク推進課 担当：松岡

TEL：0887-22-5161

(6) 受理の通知

郵送又は宅配便により送付された提出書類を受け取った場合は、提案者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

(7) 留意事項

- ① 企画提案書は1提案者1案までとします。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ③ 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの
 - ウ 提出書類に項目の欠落など重大な不備があった場合
- ④ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とすることとします。
- ⑤ 審査委員又は関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

7. 審査会

室戸市PR動画作成業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）において、参加者から提出された企画提案書について、プレゼンテーションによる審査を公平に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者の選考を行う。

(1) 日程

令和8年1月15日（木）（予定）

(2) 場所

室戸世界ジオパークセンター 2階セミナールーム

(3) 説明者

参加者ごとに3人以内とする。

(4) 説明時間

参加者ごとに20分以内とする。（機材設置、撤去の時間を含まない。）

- ① プレゼンテーション（企画提案書等の説明）
- ② 質疑応答

(5) 審査の方法

- ① 審査については、提出された企画提案書の審査（プレゼンテーション）とし、別記「審査基準」に基づいて行います。
- ② 各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定します。
- ③ 審査には最低基準点を設け、これを下回った提案者は選定しない。（提案者が1者のみであっても、同様とする。）

(6) その他

- ① 審査会の詳細な日程は参加者に案内を郵送する。なお、4社以上から参加申込があった場合は、説明時間等の短縮や日程の追加等の調整を行うことがある。
- ② オンラインでの参加を希望する場合には、事前にその旨を担当者に連絡すること。

- ③ プレゼンテーションにおいて使用する機材（プロジェクター、スクリーンまたはモニター等）は本市が準備する。なお、パソコンに関しては各自持参すること。
- ④ プレゼンテーション時に追加資料等の提出は認めない。
- ⑤ オンライン参加可。使用ツールはZoom。URLは室戸市が発行する。

8. 審査結果

審査結果は、参加者に対して書面により通知する。

審査結果通知：令和8年1月16日（金）発送（予定）

※審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9. 契約締結

審査会において選定された受託候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなります。

10. 失格事項

次に該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他審査委員が失格であると認めた場合

11. その他

- (1) 本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との契約交渉を踏まえ、契約締結段階において仕様書の項目を追加、変更及び削除を行う場合がある。また、これにより、契約内容及び契約金額等の調整を行う場合がある。
- (3) 参加者から提出された企画提案書等については返却しないものとする。

12. 問い合わせ先

〒781-7101 高知県室戸市室戸岬町1810番地2

室戸市役所観光ジオパーク推進課（担当：松岡）

TEL：0887-22-5161

FAX：0887-23-1618

メール：mr-011200@city.muroto.lg.jp

別表
審査基準

	審査の項目	審査の視点
1	企画の内容	<p>① 今回の事業目的を理解した上、内容や取り組み手法が提案されているか。</p> <p>② 独自のユニークな視点や室戸へ行きたくなるようなアイデアが企画に盛り込まれており、訴求力のあるものとなっているか。</p> <p>③ 起用するインフルエンサーはターゲットに対して訴求力のある人物となっているか。</p> <p>④ 室戸市ならではの魅力をツーリング視点で表現できているか。</p>
2	スケジュール 実施体制	<p>⑤ 具体的かつ実行性のある計画・スケジュールが示されおり、業務を遂行できる体制が整っているか。</p> <p>⑥ 本業務に類似する業務の実績があるか。</p>
3	経費見積	<p>⑦ 企画内容に対し妥当な見積額であるか、また、制作費・動画配信費のバランスは妥当か。</p>

別記 様式1号

室戸市長 様

所在地
事業者名
代表者名

㊞

室戸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を 具体的に記入してください。